

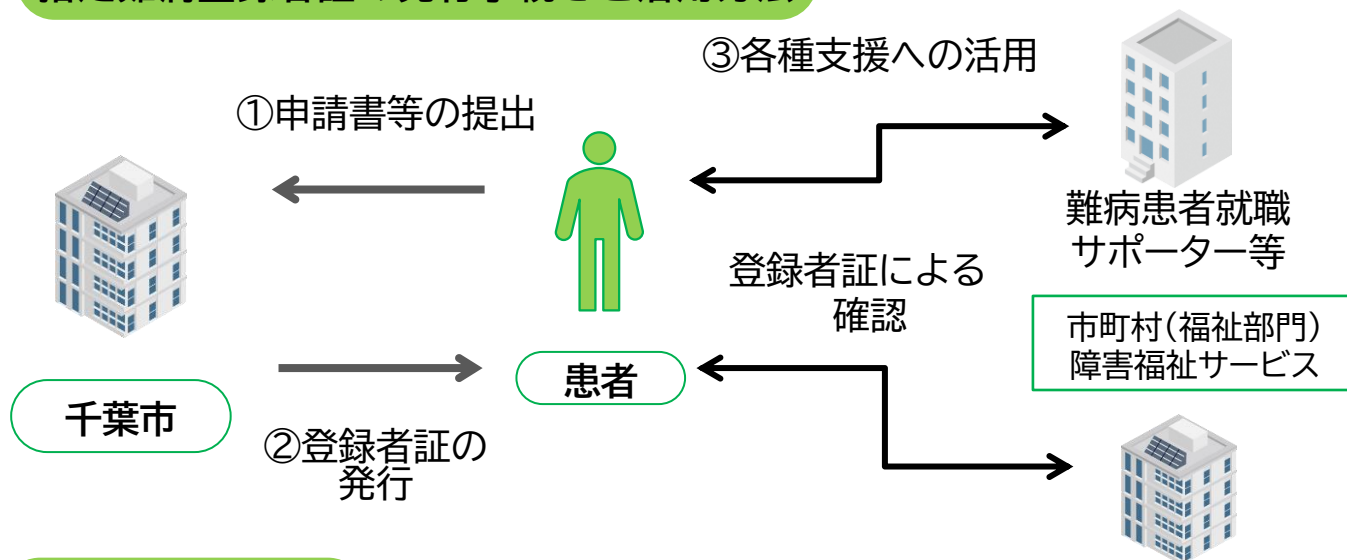
# 「指定難病登録者証」について

## 登録者証とは

- ・福祉・就労等の各種支援を受ける際に、医師の診断書に代わり、**指定難病の患者であることの証明**に使用できます(病名は記載されません)。また、特定医療費の支給を受けることはできません。
  - ・医療費助成の対象とならない方も、指定難病の診断基準を満たしていることが確認できた場合は発行することができます。
  - ・有効期限はありません(更新手続き不要)。
- ※利用するサービスによって診断書等が必要になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。
- ※申請は任意です。
- ※本市では、当面、登録者証は紙で発行します。

## 指定難病登録者証の発行手続きと活用方法

ハローワーク等



## 対象者

- 千葉市に住民票がある方で、指定難病の診断基準を満たす方
- ・特定医療費(指定難病)医療費助成の対象者
  - ・特定医療費(指定難病)医療費助成を申請し、診断基準を満たすが重症度を満たさず不承認となった方
  - ・特定医療費(指定難病)医療費助成の申請に至らない軽症の指定難病患者
- ※対象疾病と診断基準は難病情報センターのホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp/>)にてご確認ください。

難病情報センターの  
ホームページはこちら→



## 申請方法

以下の書類をお住まいの区の保健福祉センター健康課こころと難病の相談班までご提出ください。

- 指定難病登録者証申請(届出)書
- 指定難病にかかっていることを証明する書類(いずれか1つ)
  - ・臨床調査個人票 ※申請時から6か月以内に作成されたもの
  - ・特定医療費(指定難病)給付不承認通知書 ※診断基準を満たすもの
  - ・特定医療費(指定難病)受給者証 ※有効期間内かどうかは問いません
- マイナンバーを確認できる書類  
(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票、通知カード及び本人確認ができる書類等)

※登録者証の発行には申請日から1～2か月程度(審査会にて審査する必要がある場合、それ以上)かかります。

お住まいの区	所在地	電話番号
中央区	〒260-8511 中央区中央4-5-1 きぼーる13階	043-221-2583
花見川区	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1	043-275-6297
稲毛区	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4	043-284-6495
若葉区	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1	043-233-8715
緑区	〒266-8550 緑区鎌取町226-1	043-292-5066
美浜区	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2	043-270-2287

## 交付後の各種手続きについて

下記に該当する場合は手続きをしてください。

- ・氏名が変更となる場合
- ・再交付を希望する場合
- ・死亡等により登録者証を返還する場合

※住所変更(千葉市外への転居を含む)の手続きは不要です。

※他自治体で交付された登録者証の手続きについては交付元の自治体にお問い合わせください。

## 登録者証に関する問い合わせ先

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

保健福祉局 健康福祉部健康支援課 難病対策班

電話番号 043-238-9968